

5月のIASB Updateによるこそ

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。基準、修正及び解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及びIFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は2017年5月16日（火）と17日（水）に英国ロンドンのIFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- [動的リスク管理](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [IFRS 適用上の論点](#)
- [リース — 導入に関するアップデート](#)
- [リサーチ・アップデート](#)
- [のれんと減損](#)

お問い合わせ

国際会計基準審議会

30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

Tel: +44 (0)20 7246
6410

Fax: +44 (0)20 7246
6411

E-mail: info@ifrs.org

Website: www.ifrs.org

今後のIASB 会議

IASB は少なくとも月に一度、最長で5日間の会議を開催する。

今後のIASB 会議の日程は次のとおり：

2017年6月19 - 23日

2017年7月17 - 21日

2017年8月は会議なし

将来及び過去のIASB 会議に関する情報は[こちら](#)

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去のIASB Update は
[こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去のIASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

審議会は、2017年5月16日に、動的リスク管理のリーサー・プロジェクトに関するプレゼンテーションのために会合した。同プロジェクトに関する教育マテリアルを検討し、下記のことを聞いた。

- a. 預金を資金源とするポートフォリオについて、正味金利マージンがどのように管理されているか及び管理されている理由
- b. 要求払預金のモデル化は、動的リスク管理行動に情報を与えることによりどのように役立つか

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会はポートフォリオの動的性質について議論する予定である。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は2017年5月16日に会合し、「定義された料金規制」の対象となっている活動についての考えられる会計モデルに関する議論を再開した。定義された料金規制は、企業が特定の財又はサービスについて顧客に請求できる規制料金の設定の基礎を、料金調整メカニズムなどの手法を用いて設定するものである。このメカニズムは、企業が下記の目的のために将来の期間の規制料金を引き上げる権利又は引き下げる義務を有しているかどうかを決定する。

- a. 過去の見積差異を訂正する。
- b. 現在の時点差異が将来の期間に与える影響を戻し入れるか又は割り振る。そうした差異は、ある期間における規制料金が、企業が別の期間に行った所要の活動に関する金額を含んでいる場合に生じる。

審議会は、料金調整メカニズムによって創出される権利又は義務は、資産又は負債（これらの用語は公表予定の改訂後の「財務報告に関する概念フレームワーク」において定義される予定）であることを示唆する分析について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会はこのモデルの諸側面を6月の会議でさらに議論する予定である。

IFRS 基準の適用及び維持管理（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は2017年5月16日に会合し、適用及び維持管理プロジェクトについて議論した。

IFRIC Update（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は、IFRS 解釈指針委員会の2017年5月会議に関するアップデートを受けた。この会議の詳細は [IFRIC® Update](#) で公表された。

IFRIC 解釈指針の批准（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は IFRIC 解釈指針「法人所得税務処理に関する不確実性」を批准した。この解釈指針は、法人所得税の会計処理に不確実性をどのように反映すべきかを扱っている。

13名の審議会メンバー全員がこの批准に同意した。

今後のステップ

審議会は、この解釈指針を2017年第2四半期に公表する予定である。

IAS 第 28 号の修正 — 関連会社及び共同支配企業に対する長期持分（アジェンダ・ペーパー12B）

審議会は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案（IFRS 第 9 号「金融商品」が関連会社及び共同支配企業に対する長期持分に適用されることを明確化する）に対するコメントを検討した。長期持分とは、持分法が適用されていないが、実質的に、関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を構成する持分である。この修正案は公開草案「IFRS 基準の年次改善 2015–2017 年サイクル」に含まれていた。審議会は、IAS 第 28 号の修正案を最終確定して次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 28 号において次のことを明確化する。
 - i. 企業は、IAS 第 28 号における損失配分及び減損の要求事項を適用する前に、IFRS 第 9 号の要求事項を長期持分に適用する。
 - ii. IFRS 第 9 号を適用する際に、企業は IAS 第 28 号の適用から生じる長期持分の帳簿価額の修正を考慮に入れない。
- b. 教育マテリアルを作成し、これに IAS 第 28 号及び IFRS 第 9 号の要求事項が長期持分に対してどのように相互作用するのかを例示する設例を含める。

13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成し、1 名が反対した。

さらに、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 発行日を 2019 年 1 月 1 日に設定し、早期適用を認める。
- b. この修正を、下記 c. の経過措置を条件に、IAS 第 8 号を適用して遡及適用することを要求する。
- c. この修正を IFRS 第 9 号の適用開始後に適用する企業に対して、金融資産の分類及び測定に関して IFRS 第 9 号と同様の経過措置を設ける。

13 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、デュー・プロセスのステップ及び初度適用企業に対する経過措置について、今後の会議で検討する。

リース — 導入に関するアップデート（アジェンダ・ペーパー6）

審議会は 2017 年 5 月 16 日に会合し、IFRS 第 16 号「リース」の導入支援に関するアップデートを受けた。このアップデートは、支援活動及びその範囲、利害関係者から受けた質問、及び今後の活動計画に関する情報が含まれていた。

今後のステップ

審議会は、IFRS 第 16 号の導入に関する進捗状況を引き続きモニタリングする。

リサーチ・アップデート（アジェンダ・ペーパー8）

審議会は 2017 年 5 月 16 日に会合し、2017 年 2 月会議以降のリサーチ・プログラムの進展に関するアップデートを受けた。審議会の作業計画（リサーチ・プログラムを含む）に関する情報は、[ここ](#)で入手できる。

審議会は次のことに留意した。

- a. 共通支配下の企業結合に関するプロジェクトの作業は、2017 年の第 2 四半期に再開しそうである。

- b. リサーチ・パイプラインの中のプロジェクトには、今後数か月の間に作業を開始する予定のものはない。
- c. 実務記述書「経営者による説明」を改訂するプロジェクトをアクティブ・リサーチ・アジェンダに追加する提案に関する作業が、2017年3月に開始した。これは、より幅広い企業報告に関する審議会の作業の一部である。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、リサーチ・プログラムに関する次回のアップデートを約4か月後に受ける予定である。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2017年5月17日に会合し、IAS第36号「資産の減損」における減損テストの簡素化の可能性について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、次のことが可能かどうかを引き続き議論する。

- a. IAS第36号の減損テストの適用を財務諸表利用者に対する情報を失わずに簡素化し改善する。
- b. 利用者に提供される情報の質を、便益を上回る可能性のあるコストを課さずに改善する。

作業計画——2017年5月18日現在の目標時期

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が2017年5月18日にIASBのウェブサイトで更新された。こちらで閲覧できる。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675